

新型コロナウイルス感染症関連の補助金に関するFAQ(医療機関向け)

(兵庫県健康福祉部感染症対策室感染症対策課)

令和3年6月1日

00.共通事項

No.	質問内容	回答
1	補助事業の対象期間はいつからいつまでですか。	令和3年4月1日～令和3年9月30日の期間内に着手し、納品、支払いが完了する事業が対象となります(国の予算措置が10月以降未定のため、9月末までとしています)。 なお、着手とは、契約書を締結する、又は発注することを指します。 ※ カード、手形による支払いの場合は、口座から引き落とされる日が支払いの完了となります。
2	補助金の交付はいつされますか。	事業が完了し(購入設備等への支払も完了しておく必要があります)、実績報告書、請求書を当課へ提出後、書類内容に問題がなければ、交付の手続きを開始します。手続き開始後、1か月以内に補助金を交付する予定です。
3	見積書の写しを添付とありますが、全ての設備・備品等の写しが必要ですか。	単価が100,000円未満のものについては、添付を省略できますが、交付申請金額の確認のため、品目や数量、単価等を示した積算内訳を提出してください。 また、ネットでの注文により、見積書の発行が難しい場合は、注文画面など価格が分かるものを添付してください。
4	設備を購入する際の条件はありますか。例えば、入札をしなければならないのでしょうか。	原則、入札又は見積もり合わせにより業者を決定してください。
5	設備整備について、リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となるのでしょうか。	リースの場合も補助対象となります。 設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」に含まれるため、補助対象となります(設備設置工事費は対象となりますが、検査室拡充工事を行う場合の工事費は対象外となります)。 なお、ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。
6	設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となるのでしょうか。	補助事業の目的を達成したもものとして廃棄することが適切な場合は、令和3年度9月末までの廃棄に係る経費は補助対象となります。
7	厚生労働大臣が認めた台数、人数分・・・とありますが、医療現場に必要な台数、人数分・・・を申請したらいいのでしょうか。	医療現場で最小限必要な台数、人数分・・・を申請してください。確保病床等に比して、過大な場合は対象外となります。
8	同じものを他の助成事業と重複申請できますか。 (国直接執行の補助や兵庫県健康福祉部の他の補助等との同時申請)	他の助成事業と重複申請はできません。

9	本補助金により取得した設備を新型コロナウイルス感染症患者以外(目的外使用)に使用することは可能ですか。	新型コロナウイルス感染症患者以外での使用は認められません。新型コロナウイルス感染症以外の患者の使用を前提とする場合(新型コロナウイルス感染症が終息した場合での使用を含む)は、自己資金での対応をご検討ください。 なお、取得後、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、県(厚生労働大臣)の承認が必要となります。
10	補助金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要ですか。	新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、補助事業の目的に反しているわけではないので、県(厚生労働大臣)の承認を受けずに廃棄することが可能です。 なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付していただくこととなります。
11	今回の補助金は、国の会計検査の対象となりますか。また、書類の保存などで留意すべき事項はありますか。	国費を活用した事業となるため、当該事業で購入した設備等は国の会計検査の対象となります。当該補助金で購入した設備については、他の目的で使用することがないよう留意いただくとともに、契約書、請求書等の証拠書類は5年間は他と区別して保管してください。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管することになりますので、ご注意ください。 また、会計検査を受検される際は、現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、その際にご協力をお願いします。 なお、証拠書類等を紛失した場合や事前の承認なく処分・譲渡等した場合などには、国から補助金返還を命じられるケースもあるので十分注意してください。

7. 感染症検査機関等設備整備補助事業

No.	質問内容	回答
1	補助の対象となる者	新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関や、県が濃厚接触者への行政検査の依頼を行った場合に、原則として休日等問わず迅速かつ確実に対応いただける医療機関等を対象としています。 特別な事情もなく県からの依頼を断るなどの実態が発覚した場合は、補助金の趣旨や目的を達成したとは見なせないことから、補助金の返還を求める可能性がありますのでご注意ください。
2	令和2年度にこの事業で補助を受けている場合においても、補助金を申請することは可能ですか。	令和2年度に整備してもなお令和3年度にも整備が必要である場合には、申請は可能です。ただし、その必要性が分かる資料の添付をお願いします。

3	補助の対象となる経費	<p>新型コロナウイルス感染症のPCR検査等にかかる設備整備に必要な次の(1)～(4)に係る経費が対象となります。</p> <p>(1) 次世代シーケンサー (2) リアルタイムPCR装置(全自動PCR検査装置を含む) (3) 等温遺伝子増幅装置 (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置</p>
4	補助額	<p>実支出額の金額が補助額となります(寄附金その他の収入額がない場合)。</p> <p>(1) 次世代シーケンサー 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (2) リアルタイムPCR装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (3) 等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数 (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置 厚生労働大臣が必要と認めた額×台数</p>
5	PCR検査機器を購入する場合、検査室の基準:BSL2以上で可か、それともBSL3以上を必要としますか。	原則としてBSL2以上の検査室を必要とします。
6	検査装置に付帯する備品は補助対象になるのでしょうか。	<p>検査に必要不可欠であり、検査装置と一体的に利用する備品は補助対象となります。</p> <p>なお、令和2年度に整備した検査装置に付帯する備品の購入について、令和3年度に申請することはできませんので、ご注意ください。</p>
7	民間検査機関として、医療機関が自機関で検査する場合も対象となりますか。	行政検査機関であれば対象となります。
8	設置に係る事務経費や移設費、または保守点検費等は対象となりますか。	設置に係る経費については対象となります。
9	整備対象設備に挙げられている項目以外の機器(自動抽出装置、遠心分離機、RNA抽出装置や試薬調製作業を自動化する機器、安心キャビネット等)は補助対象となりますか。	<p>PCR検査装置と一体として整備する必要がある場合は対象となります。</p> <p>なお、令和2年度に整備したPCR検査装置と一体として整備する機器の購入について、令和3年度に申請することはできませんので、ご注意ください。</p>
10	等温遺伝子増幅装置について、LAMP法のPCR機器は補助対象となりますか。	補助対象となります。
11	導入する設備について、形式及び規格に基準はありますか。	検査に必要なもので、補助の対象となる経費として上記に記載されているものであれば、特にありません。

12	医療機関がPCR検査機器を購入する際の注意点について。	<p>自医療機関で、健康保険を利用してPCR検体採取を行う場合は、県もしくは政令市との§15の契約を締結してもらう必要があります(帰国者・接触者外来もしくは同等の機能を有する病院となる必要があります)。</p> <p>そのため、医療機関がPCR検査機器を購入する際には同契約をしている必要があります(ただし、自院では検体採取を行わず、他院からの検査のみ受注する場合は検査機関として登録があれば、補助申請をいただく事が可能です)。</p> <p>また、PCR検査の件数が増加した際には、県または政令市からの依頼に基づき検査をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。</p>
----	-----------------------------	---